

第1表

立六中第87号
令和8年2月26日

立川市教育委員会 殿

学校名 立川市立立川第六中学校
校長名 三浦光義
(公印省略)

令和8年度 教育課程について (届)

立川市立学校管理運営規則第12条及びに基づき、下記のとおりお届けします。

1 教育目標

(1) 学校の教育目標

- ◎自らすすんで学ぶ人
- 健康で心豊かな人
- 責任を果たす人

(2) 立川市教育委員会学校教育の指針を踏まえた学校の教育目標を達成するための基本方針 ア 自らすすんで学ぶ人を育成するために

- ・指導と評価の一体化を目指した指導計画・評価計画のもと、基礎的・基本的な知識・技能等の習得を図る。また、各教科等の特質に応じて、生徒が自ら課題を見だし、課題解決に必要な思考力・判断力・表現力を育成する。
- ・生徒が一人1台端末を活用し学習活動に取り組める授業を創造し、個別最適な学びと協働的な学びの充実を図る。

イ 健康で心豊かな人を育成するために

- ・「生命の尊さ」を第一に道徳教育を推進し、生命及び人権を尊重する教育を行う。家庭や地域、関係諸機関と連携していじめの未然防止、早期発見・早期解決の徹底を図る。
- ・生徒一人一人の特性や課題に応じた支援の充実を図り、すべての生徒が安心・安全に学校生活を過ごせることができるようにする。
- ・健康教育、安全指導等の充実を通して、心身の健康の保持増進に主体的に取り組む態度を育成する。

ウ 責任を果たす人を育成するために

- ・立川市民科を中心とした地域に根ざした学習を通して、地域への愛着を深めるとともに、地域貢献力の育成を図る。
- ・生徒の自治的活動の充実を図るとともに、学校行事等で関係諸機関と連携した講演や学習活動を設定し、規範意識やよりよい学校及び社会の実現に向けた態度を育成する。

エ 学校の教育目標の達成に向けたその他の事項

- ・教員の働き方改革を推進するとともに、生徒と向き合う時間の確保及び教員としての資質・能力の育成に向けた研修の充実を図る。
- ・地域学校協働本部を中心として、地域の人材や資源を有効に活用し、カリキュラム・マネジメントの視点に立った教育活動の充実を図る。
- ・コミュニティ・スクールとしての機能を生かし、地域へ情報を発信し共有しながら地域全体で生徒の学びや成長を支える。また、六中校区域の小中学校との連携を密に、小中9年間の学びの視点で学習指導や基本的な生活習慣の確立、規範意識の醸成を図る。

第2表の1

学校名 立川市立立川第六中学校

2 指導の重点

(1) 学習指導要領及び生徒指導提要进行を踏まえた各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動、立川市民科等における指導

ア 各教科

- ・一人1台端末や電子黒板等のICT機器を活用した学習指導の工夫を推進し「主体的・対話的で深い学び」の実現を通して、各教科の特質に応じた資質・能力を育成する。
- ・全国学力・学習状況調査の結果や授業改善プランを踏まえ、校内研究のテーマ「ICTの活用による個別最適な学びの実現(案)」に基づいた組織的な授業改善に取り組む。
- ・ALTとのチーム・ティーチングによる授業を実施し、外国語によるコミュニケーション能力の育成を図る。また、中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J)を活用し、生徒の「話す」能力の向上及び学習指導の工夫・改善を図る。
- ・数学、外国語による習熟度別少人数指導を通し、生徒一人一人の学習意欲の向上とニーズに合った指導・支援を提供し、個に応じた学習を進め、基礎的及び発展的な力を身に付けられるようにする。
- ・東京都統一体力テスト等の結果分析をもとに、瞬発力・巧緻性等の体力向上を図るために一校一取組運動の充実を図る。

イ 特別の教科 道徳

- ・人権教育の全体計画に基づき、人権教育プログラムを活用して教職員の人権意識を高める。また、「ふれあい月間」「いじめ解消・暴力根絶旬間」「人権週間」等の取組を通して、自他を尊重し認め合う心と態度を育成する。
- ・道徳教育推進教師を中心に「節度・節制」をテーマにした道徳授業地区公開講座及び意見交換会を開催し、保護者や地域と連携、協力しながら生徒の道徳性を育成する。また、授業における対話的な学びを充実させ、道徳的実践力を育成する。
- ・道徳的な課題を一人一人の生徒が自分事として捉え、道徳的価値について深く考えることができる授業づくりを推進する。

ウ 総合的な学習の時間

- ・「地域調査」「校外学習」「働くことの意義」「自分の進路と将来の生き方」等のテーマについて、教科等横断的なカリキュラム・マネジメントを編成し、地域人材や立川市の施設等の地域資源を有効に活用した体験的かつ探究的な学習を行う。
- ・小学校との系統性を踏まえた学習活動を設定し、問題解決能力や情報発信能力等の資質・能力を育成する。

エ 特別活動

- ・集団による諸活動や諸行事を通して、充実感や達成感を体験させるとともに豊かな人間関係を育み、自己有用感や自己効力感を高める。
- ・話し合い活動を中心とした学級活動や生徒会活動の充実を図り、生徒の自治能力と自主自立の精神を育成する。

オ 立川市民科

- ・地域に根ざした探究的な学習を通して、地域の特色や課題を発見し、立川の未来や持続可能な街づくりに向けて主体的に考え行動しようとする生徒を育成する。
- ・地域に対する関心・意欲に基づき、「立川巡り」「職業体験」「立川興し」等の多様な学習を通して市民性を育成する。

第2表の2

(2) 特色ある教育活動

- ・年間を通してスタディルーム（放課後の学習教室）を開室し、基礎的な学習内容の定着や学習意欲・学習環境の向上を図る。さらに、英検やESAT-J等の対策講座も実施し、生徒のニーズや課題に応じた学習機会を設定する。
- ・オリンピック・パラリンピック教育として実施してきた諸活動を社会科、保健体育科等の学習と関連付け、学校2020レガシーとして継続・発展させ、日本人としての自覚と誇り、ボランティアマインドを身に付けさせる。
- ・生涯学習推進センターや社会福祉協議会と連携を図り、地域人材による講師、外部指導員や学生ボランティア等の市民力を積極的に活用することを通して、授業中の個別支援や補習教室、部活動等の充実を図る。
- ・中学校生活を円滑に過ごせるように、校区の小学校との体験授業や交流活動等を通して小中連携教育の推進を図る。

(3) 生活指導

- ・「みそあじことば（身だしなみ、掃除、挨拶、時間、言葉遣い）」を生活指導の指針とし、自尊感情や自己肯定感を高める指導の工夫を推進するとともに規律ある学校生活の実現に全校で取り組む。
- ・「学校危機管理マニュアル」による安心・安全な学校を最優先におく。また「問題行動へのガイドライン」に基づく適切な対応により、問題行動に対して毅然とした組織的な対応を図る。
- ・いじめ防止対策推進法を踏まえた学校いじめ防止基本方針により、日常的にいじめ問題への未然防止・早期発見・早期対応の徹底を図るとともに、心理調査分析等の結果を踏まえた支援の充実を図る。また、ふれあい月間やいじめ解消・暴力根絶旬間において、アンケートや全校道徳を実施し、いじめに対する取組を強化する。
- ・不審者対応訓練、自然災害等の様々なケースを想定した避難訓練、安全指導を実施し、災害安全、生活安全、交通安全についての知識・技能を身に付けられるようにする。
- ・外部講師を招聘したセーフティ教室や薬物乱用防止教室等の実施や「安全教育プログラム」を活用した学習を通して、非行防止及び犯罪被害防止教育の充実を図る。

(4) 特別な配慮を必要とする児童・生徒への指導

- ・不登校生徒や特別な支援を要する生徒に対して、「学校生活支援シート」「個別指導計画」「登校支援シート」を作成し指導に生かす。さらに、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内特別支援委員会の機能を生かし、スクールカウンセラー、巡回心理士、スクールソーシャルワーカー、立川市学校支援員等と連携し、生徒及び家庭への支援体制を整備、強化する。
- ・「スプリングスペース」の機能を充実させ、不登校生徒や特別な支援を要する生徒の居場所及び安心して学習できる場を確保する。

(5) 進路指導

- ・3年間を見通した計画的・系統的・継続的なキャリア教育を推進し、生徒自身が自分の能力や適性を理解し、自尊感情をもち主体的に進路選択ができる力を育成する。
- ・「職業調べ」や「立川シビックプライド」「職場体験学習」等の体験的な学習を充実させ、社会人として望ましい勤労観や職業観を育む。
- ・「立川夢・未来ノート」を計画的に活用する。生徒が考えたことを記録しそれを振り返る活動を通して、将来の夢や目標に向かって進んでいく力を育成する。